

# 民泊を営まれる皆様へ

## 民泊利用者の安全を確保するために 消防法令に適合することが必要です

以下のような消防用設備等が必要となる場合があります。  
民泊を営まれる方で消防法令の確認をされていない方は、  
管轄の消防署に確認又は相談をお願いします。

### 自動火災報知設備

火災にいち早く気づくことが何より重要です。  
煙や熱を感じ、ベルなどで火災があったことを知らせ、いち早く避難を行うために自動火災報知設備を設置する必要があります。



### 防炎物品

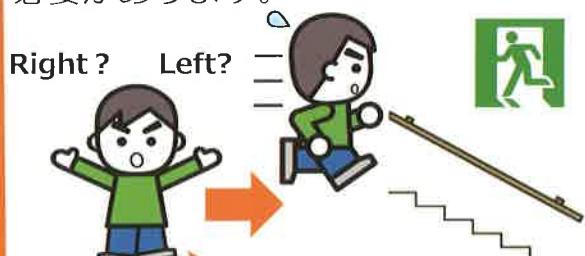
カーテンやじゅうたんは、防炎性能(火災の発生防止、延焼拡大の抑制)を有する防炎物品を使用する必要があります。



HELP ME!!

### 誘導灯

初めて建物を利用する方は、火災時にどこに避難すべきかわかりません。避難口や通路に誘導灯を設置する必要があります。



### 消防法令に適合していない状態で民泊を開始した場合は

- 火災が発生しても、火災警報が鳴らない、消火器がない、避難口がわからない等により、初期消火や避難が遅れる危険性があります。
- 消防用設備等や防火管理体制に不備があり、消防署から行政指導を受けたり、行政処分の対象となる可能性があります。